○警察庁告示第九号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条の二第一項から第三項までの規定に基づき、対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の敷地並びに当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和八年十月三十日

警察庁長官　楠　芳伸

有明コロシアム

期間	令和八年十一月八日
対象特別要人所在施設の所在地	東京都江東区有明二丁目二番二十二号

対象特別要人所在施設の敷地	東京都江東区	有明二丁目二番（次の図面に示す部分に限る。）
対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域	東京都江東区	有明一丁目、二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東雲一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに豊洲六丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び警視庁に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の

少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。